

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三郷市長 木津 雅晟

市町村名 (市町村コード)	三郷市 11237
地域名 (地域内農業集落名)	茂田井地区 (茂田井の2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該区域は市街化調整区域であるものの、農地転用が行われ、駐車場や資材置場などが農地周辺に点在している。また、現状維持の意向を示す農業者が多数であるが、農業者の高齢化及び後継者不足の傾向が見られる。そのため、地域の将来の担い手を確保するとともに、将来担い手が営農する農地を確保していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域の農地の保全・活用を図りつつ、経営規模拡大意向のある担い手を中心となって農地の適正利用を推進する。また、経営規模減少意向のある農業者の農地情報を把握し、経営規模拡大意向のある担い手や新規就農希望者への情報共有ができる仕組みづくりに取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化調整区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模減少意向のある農業者の所有農地を区域内の経営規模拡大意向のある担い手が利用する形が望ましい。 持続的な話し合いを継続しながら各農業者の意向に基づき、段階的に対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の担い手の経営意向に沿い、希望に応じて農地中間管理機構を介して賃借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の担い手の経営意向を把握し、必要あれば基盤整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAが連携し、担い手を支援するとともに、地域計画策定区域を広く周知し、地域内外からも新たな担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域で活用について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--